

令和2年2月3日
一部改正 令和8年4月7日

那覇航空基地隊オープンカウンター方式実施要領

1 趣旨

本件は、公共サービス改革法に基づく「自衛隊の事務用品の調達事務を民間委託することについての検討」のうち、公物等管理委員会のヒアリング結果に基づく少額随意契約の削減方針を受け、地域経済にも配慮しつつ、公正性、透明性及び競争性の向上を図るため、公募型見積り合わせ（いわゆる簡易型一般競争入札）の実施要領を定めるものである。

2 定義

この実施要領において、オープンカウンター方式とは、物品等の調達における見積り合わせにおいて、契約相手方を特定せず、見積合せへの参加を希望する事業者から見積書を徴することにより、契約相手方を決定する方式をいい、本要領に定めるほか、その他の手続きについては、一般競争入札の手続きを準用するものとする。

3 対象調達

見積り合わせを行う物品等の調達のうち、予算決算及び会計令第99条第3号、第4号、第5号、及び第7号の規定に該当するもので、海上自衛隊那覇航空基地隊経理隊長がオープンカウンター方式によることが適当であると認められるものを対象調達とする。

4 実施手順

- (1) 経理隊契約班は、見積り合わせにより調達しようとする物品等の調達情報を「海上自衛隊調達情報ホームページ」に掲示し、また、海上自衛隊那覇航空基地隊経理隊入口等に当該ホームページにアクセスするQRコードを掲示する。
- (2) 要求件名リストから受注者希望の案件を選定した事業者は、調達情報に掲載されているオープンカウンター参加申込書に必要事項を記載し、全省庁統一資格の写しを添えて、那覇航空基地隊経理隊契約班にFAXにて提出する。
経理隊契約班から仕様書等を受領し、仕様内容を確認した上で、提出期限までに見積書を経理隊契約班に提出する。見積書は原本に限るものとし、FAXやメールでの提出は認めない。
- (3) 見本等の提出が参加の条件とされている案件の場合は、見本等を事前に提出して審査を受けるものとする。審査に合格した事業者は見積書を経理隊契約班に提出する。

- (4) 提出された見積書を審査し、予定価格の範囲内で最も安価な見積書を提出した事業者を契約の相手方とする。
- (5) 同価格の見積書が2者以上ある場合には、当該者による「くじ引き」による抽選とする。ただし、何らかの理由で抽選への参加が困難な事業者がいる場合は、当該契約事務に関係のない職員の代理抽選とする。

5 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」「役務の提供等」のC又はD等級に格付けされ、かつ競争参加地域が「九州・沖縄」である者又は当該競争参加資格を有していない者にあつては、競争執行の日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。
ただし仕様内容等により海上自衛隊那覇航空基地隊経理隊長が認める場合は、A又はB等級に格付けされた者を含めることができる。
- (4) 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)
ただし、前項に同じく仕様内容等により海上自衛隊那覇航空基地隊経理隊長が認める場合は、その限りではない。
- (5) (3)又は(4)に該当しない中小企業者であつて、同一の相手方(公的機関、民間企業のいずれかを問わない)に対し、直近1年間で1か月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している実績が確認できる事業者
- (6) 見積の提出日までの1年間において、本契約の契約担当官等との間で契約を締結した実績がある事業者
((3)の競争参加資格において、A又はBの等級に格付けされている者を除く。)
- (7) 海上自衛隊那覇航空基地隊経理隊長又は防衛省として指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6 見積書の無効

- (1) 参加資格を有しない者の提出した見積書
- (2) 記名押印を欠く見積書
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 誤字脱字などの理由により、意思表示が不明瞭である見積書
- (5) 見積に関する条件に違反した見積書

7 結果の公表

オープンカウンターの結果については、「公共調達 of 適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく情報の公表について」に該当しないため公表は行わないが、参加者からの照会には個別対応するものとする。

8 その他

本方式の細部について、不明な点があれば、海上自衛隊那覇航空基地隊経理隊契約班まで問い合わせられたい。

〒901-0193 沖縄県那覇市当間252

海上自衛隊 那覇航空基地隊 経理隊 契約班

電話098-857-1191(内線5466) FAX098-857-8670